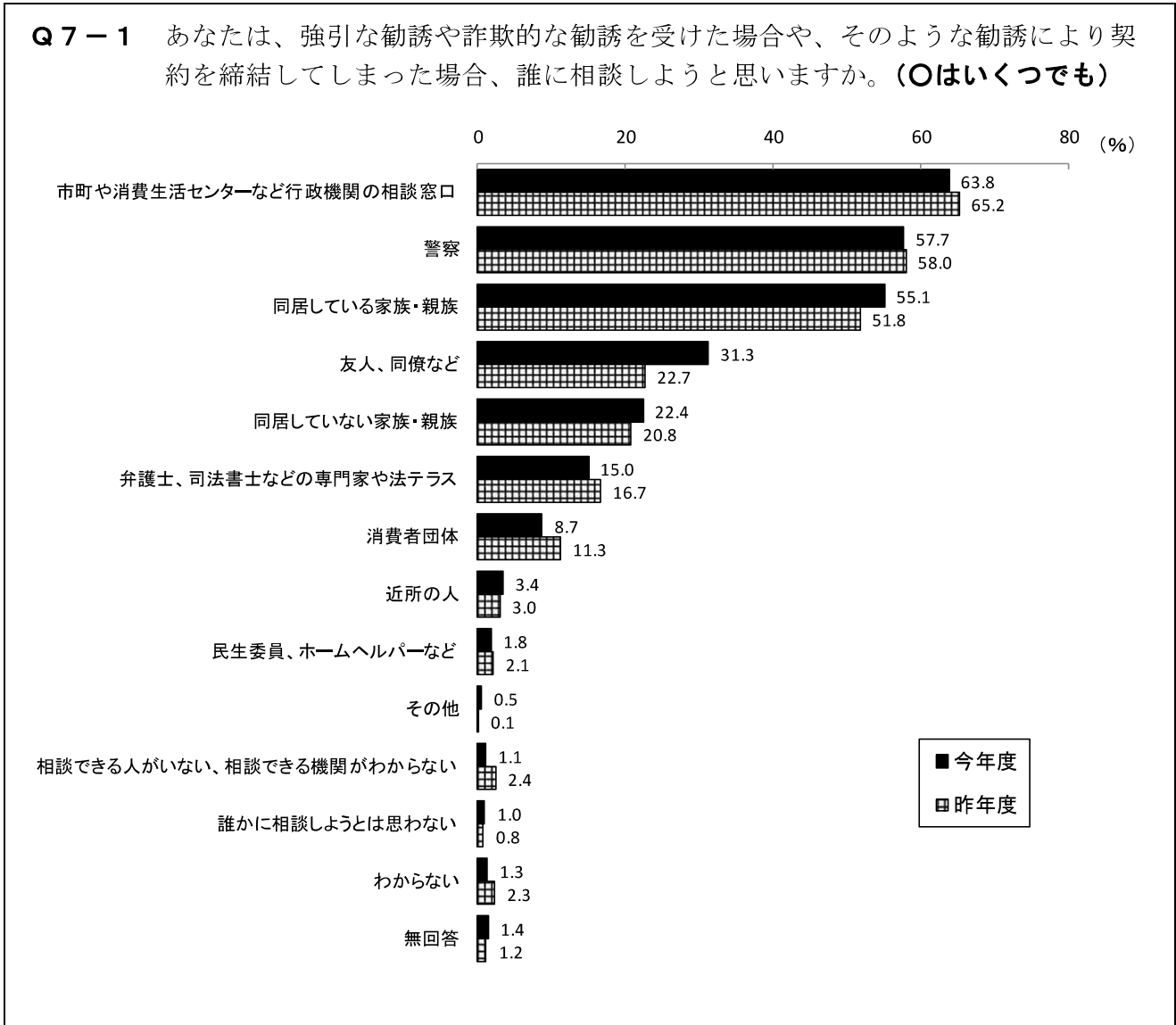


7. 消費生活に関することについて

7-1. 被害を受けた時の相談相手



被害を受けた時の相談相手について、「市町や消費生活センターなどの行政機関の相談窓口」が63.8%と最も高く、次いで「警察」が57.7%、「同居している家族・親族」が55.1%の順となっている。昨年度と比較すると、「友人、同僚など」が8.6ポイント、「同居している家族・親族」が3.3ポイントそれぞれ上昇し、「消費者団体」が2.6ポイント、「弁護士、司法書士などの専門家や法テラス」が1.7ポイントそれぞれ低下している。